

名古屋市告示第159号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第 4項後段及び
第33条第 3項後段の規定による特例措置を採ることができる精神
科病院の認定について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第21条
第 4項後段及び第33条第 3項後段の規定による特例措置を採ることができる精
神科病院として、次の医療機関を認定しました。

令和 8年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

病院名	所在地	指定年月日
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町 4丁 目 1番 7号	令和 8年 4月 1日
独立行政法人国立病院機 構東尾張病院	名古屋市守山区大森北二丁目 1301番地	令和 8年 4月 1日
医療法人生生会松蔭病院	名古屋市中川区打出二丁目70 番地	令和 8年 4月 1日
絃仁病院	名古屋市守山区四軒家一丁目 710番地	令和 8年 4月 1日
もりやま総合心療病院	名古屋市守山区町北11番50号	令和 8年 4月 1日
八事病院	名古屋市天白区塩釜口一丁目 403番地	令和 8年 4月 1日
あいせい紀年病院	名古屋市南区曾池町 4丁目28 番地	令和 8年 4月 1日

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課